一般廃棄物処理事業実態調査
（府独自調査）

内　　容

（１）　家庭ごみの収集状況（定期収集）
（２）　家庭ごみの収集状況（拠点回収）
（３）　家庭ごみの収集状況（集団回収）
（４）　家庭ごみの有料化状況（定期収集ごみ）
（５）　家庭ごみの有料化状況（粗大ごみ、直接搬入ごみ）
（６）　事業系ごみの有料化状況
（７）　生ごみ堆肥化容器等購入補助制度の状況
（８）　生ごみ堆肥化容器等の補助実績(令和元年度)
（９）　廃家電４品目及び廃パソコンの回収状況
(10)　廃小型家電の回収状況
(11)　水銀使用製品の回収状況
(12)　適正処理困難物の回収状況
(13)　ごみ処理基本計画の策定状況
(14)　生活排水処理基本計画の策定状況
(15)　放置車輌対策条例等の制定状況
(16)　ポイ捨て条例の制定状況
(17)　資源ごみ持ち去り禁止条例の制定状況
(18)　その他廃棄物関係条例の制定状況
(19)　廃棄物減量等推進審議会・協議会等の設置状況
(20)　廃棄物減量等推進員の委嘱状況
(21)　一般廃棄物の不法投棄対策
(22)　ごみ減量・リサイクル関係の取組
(23)　事業系ごみの減量・リサイクルに向けた取組

1　家庭ごみの収集状況（定期収集）

令和2年4月1日現在

市町村名	分別数	可燃ごみ	不燃ごみ	ｽﾁｰﾙ缶	ｱﾙﾐ缶	ｶﾞﾗｽ	ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類				その他資源物等	有害ごみ	粗大ごみ
							ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	食品トレイ	発泡ｽﾁﾛｰﾙ	その他プラ容器			
京　都　市	5	燃やすごみ	―	缶・びん・ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ（ｶﾞﾗｽはびんのみ）			ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製容器包装				小型金属類・ｽﾌﾟﾚｰ缶		大型ごみ
向　日　市	9	燃えるごみ	その他不燃物	空缶		空ビン	ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	その他ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ			―	蛍光灯/筒型乾電池	粗大ごみ
長 岡 京 市	13	可燃ごみ	その他不燃物	ｽﾁｰﾙ缶	ｱﾙﾐ缶	ビン(3)	ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	その他ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ			―	蛍光灯/筒型乾電池/ｽﾌﾟﾚｰ缶・ｶｾｯﾄﾎﾞﾝﾍﾞ	粗大ごみ
大 山 崎 町	10	もえるごみ	その他不燃物	カン		ビン	ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	容器・包装ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類			―	蛍光灯/筒型乾電池/ｽﾌﾟﾚｰ缶類・ｶﾞｽﾗｲﾀｰ	粗大ごみ
宇　治　市	13	もえるごみ	もえないごみ	缶		びん	ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	ﾌﾟﾗﾏｰｸ（ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製容器包装）			新聞紙/段ボール/雑誌等/古布類	筒型乾電池/ｽﾌﾟﾚｰ缶・ｶｾｯﾄﾎﾞﾝﾍﾞ	臨時ごみ
城　陽　市	11	燃やすごみ	燃やさないごみ	空カン		空ビン	ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	ﾌﾟﾗﾏｰｸ製品（ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製容器包装）			紙パック	廃乾電池/ｽﾌﾟﾚｰ缶・ｶｾｯﾄﾎﾞﾝﾍﾞ/使い捨てﾗｲﾀｰ	大型ごみ
久 御 山 町	14	燃やすごみ	燃やさないごみ	缶類		びん類	ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	ﾌﾟﾗﾏｰｸ製品（ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製容器包装）			紙パック	廃乾電池/ｽﾌﾟﾚｰ缶・ｶｾｯﾄﾎﾞﾝﾍﾞ/ﾗｲﾀｰ/蛍光管/水銀体温計/水銀血圧計	大型ごみ
八　幡　市	13	燃やすごみ	燃やさないごみ	空き缶		空きビン	ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	発泡食品トレイ・発泡ｽﾁﾛｰﾙ		ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製容器包装	紙パック	乾電池/ｽﾌﾟﾚｰ缶・ｶｾｯﾄﾎﾞﾝﾍﾞ/ﾗｲﾀｰ/蛍光管	大型ごみ
京 田 辺 市	14	燃やすごみ	破砕ごみ/直接埋立ごみ/危険ごみ	空きカン		空きビン	ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ容器包装			紙ごみ/紙パック	乾電池/ｽﾌﾟﾚｰ缶・ｶｾｯﾄﾎﾞﾝﾍﾞ	粗大ごみ
井　手　町	12	燃やすごみ	その他ごみ	カン		ビン	ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ/ｷｬｯﾌﾟ	ﾌﾟﾗﾏｰｸ容器包装			古紙/紙パック	乾電池/ｶｾｯﾄ式ﾎﾞﾝﾍﾞ缶・ｽﾌﾟﾚｰ缶	粗大ごみ
宇 治 田 原 町	9	燃やすごみ	燃やさないごみ	飲食料缶		飲食料ｶﾞﾗｽびん	ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	ﾌﾟﾗﾏｰｸ容器包装物			紙パック	乾電池/ｽﾌﾟﾚｰ缶・ｶｾｯﾄﾎﾞﾝﾍﾞ缶	―
木 津 川 市	5	可燃ごみ	燃やさないごみ				ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	ﾋﾞﾆｰﾙ・ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ容器包装			―	―	粗大ごみ
笠　置　町	9	可燃ごみ	―	缶		びん	ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製容器包装			古紙/古布類/その他ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類	―	粗大ごみ
和　束　町	7	可燃ごみ	―	缶		びん	ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製容器包装			その他ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類	―	粗大ごみ
精　華　町	9	燃やすごみ	―	カン・鉄くず類		びん・ｶﾞﾗｽ類	ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製容器包装			ﾋﾞﾆｰﾙ・ﾌﾟﾗｽﾁｯｸごみ/古紙類/廃食用油/使用済ｲﾝｸｶｰﾄﾘｯｼﾞ/使用済小型家電	使用済乾電池/水銀使用廃製品	粗大ごみ
南 山 城 村	7	可燃ごみ	―	缶		びん	ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製容器包装			その他ﾌﾟﾗｽﾁｯｸごみ	―	粗大ごみ
亀　岡　市	11	燃やすごみ	埋立てごみ	空きカン		空きビン(3)	ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製容器包装			-	乾電池/ｶｾｯﾄﾎﾞﾝﾍﾞ・ｽﾌﾟﾚｰ缶・ﾗｲﾀｰ	粗大ごみ
南　丹　市	15	可燃ごみ	―	金属類	ｱﾙﾐ	ビン・ｶﾞﾗｽ・陶磁器類(4)	ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	ﾋﾞﾆｰﾙ類			紙パック/段ボール/雑がみ/家電類	乾電池・水銀電池等/蛍光灯・体温計等	粗大ごみ
京 丹 波 町	15	可燃ごみ	―	金属類	ｱﾙﾐ	ビン・ｶﾞﾗｽ・陶磁器類(4)	ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	ﾋﾞﾆｰﾙ類			紙パック/段ボール/雑がみ/家電類	乾電池・水銀電池等/蛍光灯・体温計等	粗大ごみ
福 知 山 市	18	燃やすごみ	燃やさないごみ	空き缶		空きビン(3)	ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	容器包装ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ			紙パック/古紙類(3)/布類	乾電池等/蛍光管/ｽﾌﾟﾚｰ缶/ﾗｲﾀｰ	粗大ごみ
舞　鶴　市	14	可燃ごみ	その他の埋立ごみ	飲料用空缶類		食用びん類(3)	ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ容器包装類			金属類/紙ごみ(3)	乾電池・蛍光灯・ﾗｲﾀｰ・水銀体温計・充電式小型家電	粗大ごみ
綾　部　市	14	燃やして処理するごみ	燃やさないで処理するごみ	カン類		びん類(3)	ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	白色トレイ	―	―	衣類	乾電池/蛍光灯・電球/ｶｾｯﾄﾎﾞﾝﾍﾞ・ｽﾌﾟﾚｰ缶/ﾗｲﾀｰ	粗大ごみ
宮　津　市	17	燃やすごみ	燃やさないごみ(2)	カン類		ビン類(3)	ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	発泡ｽﾁﾛｰﾙ類		ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製容器包装	紙パック/段ボール/紙製容器包装	乾電池/蛍光灯/水銀灯/ｽﾌﾟﾚｰ缶	大型ごみ
京 丹 後 市	11	可燃ごみ	不燃ごみ	空きカン		空きビン(3)	ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	発泡ｽﾁﾛｰﾙ		容器包装ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ	―	ボタン電池、乾電池、蛍光管、水銀体温計、水銀温度計、水銀血圧計	粗大ごみ
伊　根　町	14	燃やすごみ	燃やさないごみ/不燃ごみ	缶		ビン類	ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	食品トレイ	発泡ｽﾁﾛｰﾙ	その他ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製容器包装	その他紙製容器包装	蛍光管/乾電池/ｽﾌﾟﾚｰ缶/ﾗｲﾀｰ	大型ごみ/有料ごみ
与 謝 野 町	12	可燃ごみ	不燃ごみ	缶類（飲食用）		ビン類	ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	発砲ｽﾁﾛｰﾙ		その他ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製容器包装	紙パック/段ボール/新聞/雑誌/その他紙製容器包装	―	―

（注）枠内の（　）内数や品目を「／」で区切っているものは、分別して排出することを表す。
　　粗大ごみについては、定期収集のほか事前申込等による収集も含む。

2　家庭ごみの収集状況(拠点回収)

令和2年4月1日現在

市町村名	回収対象	拠点の設置場所
京　都　市	(1)古紙(新聞・ダンボール)　(2)雑がみ (3)紙パック　(4)使用済てんぷら油 (5)古着類　(6)乾電池 (7)ボタン電池　(8)充電式電池 (9)蛍光管　(10)水銀体温計・水銀血圧計 (11)小型家電　(12)記憶媒体類 (13)インクカートリッジ　(14)リユースびん (15)刃物類　(16)使い捨てライター (17)陶磁器製の食器　(18)せん定枝	(1)～(16)各区役所・支所内のエコまちステーションや各まち美化事務所、 公共施設，京都市内の協力店　等 ※　拠点によって回収品目は異なる。 (17),(18)　移動式拠点回収
向　日　市	(1)水銀血圧計、水銀体温計 (2)乾電池 (3)缶、ビン、ペットボトル (4)廃食油 (5)紙パック	(1)市役所 (2)市役所 (3)市役所、鶏冠井コミュニティセンター、北部防災拠点、 上植野コミュニティセンター (4)市役所 (5)市役所、公民館、コミュニティセンター、保育所等
長 岡 京 市	牛乳パック、新聞、雑誌、段ボール、水銀体温計、水銀血圧計	市役所、拠点回収登録団体(16団体)
大 山 崎 町	(1)水銀(体温計、温度計、血圧計) (2)使用済小型家電(携帯電話・スマートフォンのみ)	(1)町役場 (2)町役場
宇　治　市	(1)紙パック (2)てんぷら油 (3)ペットボトルキャップ (4)蛍光管 (5)小型家電	(1)集会所、公民館、コミュニティセンター、市役所庁舎等 (2)～(5)公民館、コミュニティセンター、市役所庁舎等
城　陽　市	(1)廃食用油 (2)使用済小型家電 (3)廃蛍光管	(1)市役所、市公共施設、保育園、幼稚園、コミュニティセンター、 老人福祉施設、協力自治会、スーパー等 (2)市役所、市公共施設、コミセン、老人福祉施設 (3)市役所、市公共施設、コミセン、老人福祉施設
久 御 山 町	(1)使用済みてんぷら油 (2)ペットボトルキャップ (3)使用済小型家電	(1)町役場、自治会公会堂等 (2)町役場、町関連公共施設、商工会 (3)町役場、町関連公共施設
八　幡　市	食用廃油、使用済小型家電	公共施設等
京 田 辺 市	紙パック、小型家電	公民館、公共施設等
井　手　町	廃食用油	学校給食センター
宇 治 田 原 町	(1)廃食油・ペットボトルキャップ (2)使用済小型家電(携帯電話・スマートフォンのみ)	(1)町役場、公民館等 (2)町役場
木 津 川 市	(1)ペットボトル (2)飲料用紙パック (3)蛍光灯 (4)乾電池 (5)小形充電式電池 (6)使用済小型家電 (7)インクカートリッジ (8)食用油	(1)(2)スーパー等 (3)市役所、支所 (4)公共施設、集会所、スーパー等 (5)～(7)市役所、支所、出張所 (8)市役所、支所、集会所等
笠　置　町	乾電池 使用済小型家電	公民館等(年1回) 役場第2庁舎内、 笠置町産業振興会館1F(使用済小型家電：回収ボックス設置)
和　束　町	乾電池、白色トレイ	公民館等、商店等
精　華　町	ペットボトル、古紙類、使用済乾電池、 廃食用(天ぷら)油、インクカートリッジ 使用済小型家電	各地区集会所等 役場・コミュニティーホール・町立体育館・地域福祉施設(インクカートリッジ・使用済小型家電)、商業施設(使用済小型家電)
南 山 城 村	乾電池 使用済小型家電、蛍光灯	各区廃乾電池回収ボックス(公民館等)　　役場庁舎2階
亀　岡　市	ペットボトル、蛍光管、紙パック、小型家電、 水銀体温計・水銀血圧計	スーパー等(ペットボトル) 家電小売店(蛍光管) 市役所(紙パック) 市施設(小型家電、水銀体温計・水銀血圧計)
南　丹　市	(1)古紙、段ボール、古布、紙パック、ﾊﾞｯﾃﾘｰ(自動車、単車用) (2)廃食用油	(1)資源の館(月1回) (2)市役所、支所、公民館等
京 丹 波 町	(1)インクカートリッジ (2)廃食用油	(1)町役場、支所 (2)町役場
福 知 山 市	廃食用油	環境パーク
綾　部　市		
舞　鶴　市	(1)牛乳パック、廃電池、空き缶、空きびん (2)古紙　(3)小型家電　(4)トレイ　(5)ペットボトル (6)発泡スチロール、その他プラ容器、プラ包装	(1)(2)(4)(5)回収協力店(スーパー、小売店等) (2)市役所及び支所2箇所 (3)(4)(5)(6)市役所、支所等公共施設9箇所
宮　津　市	使用済み天ぷら油	市役所、各地区連絡所
京 丹 後 市	使用済小型電子機器 使用済み天ぷら油※	市庁舎(6箇所)、地域公民館(4箇所)、廃棄物処理施設(5箇所) (※市庁舎6箇所)
伊　根　町		
与 謝 野 町	使用済み天ぷら油	町役場

（注）回収拠点の登録や回収ボックスの設置など、自治体が関与しているもの

３　家庭ごみの収集状況（集団回収）

令和2年4月1日現在

市町村名	回収ごみの種類	報奨金額	令和元年度			令和2年度
			団体数	回収実績(t)	決算額(千円)	予算額(千円)
京　都　市	古紙、古布、缶、びん、その他	住民団体：最大1万5千円/年・団体 ※開始月により変動 マンション所有者・管理会社：最大5万円/年・所有者又は管理会社 ※開始月，登録マンション数により変動	2,795	19,663	41,161	46,313
	使用済てんぷら油	１拠点目5千円，2拠点目以降1,500円 ※開始月で一定減額	(拠点数) 1,694	152	3,433	3,750
向　日　市	－					
長 岡 京 市	古紙､段ボール、牛乳パック、雑誌、 古繊維等	2円/kg、10,000円/団体	84	1,798	4,436	5,770
大 山 崎 町	－					
宇　治　市	古紙、古布、段ボール、雑誌	5円/kg	539	7,371	36,855	39,500
城　陽　市	古紙、古布、段ボール、雑誌	5円/kg、2,000円/団体	139	3,036	15,458	16,484
久 御 山 町	古紙、古布、段ボール、雑誌	5円/kg	45	448	2,239	2,725
八　幡　市	古紙、古布、段ボール、雑誌	4円/kg	65	1,728	6,885	7,500
京 田 辺 市	新聞、段ボール、雑誌類、布類、金属、ビン類	新聞、段ボール、雑誌類、布類　6円/kg、 金属、ビン類　3円/kg	85	1,926	11,408	12,000
井　手　町	古紙、古布、牛乳パック、段ボール	5円/kg	7	144	721,800	1,210
宇 治 田 原 町	新聞紙、雑誌類、段ボール、古布、紙パック	5円/kg	14	378	1,890	2,000
木 津 川 市	新聞、雑誌、古布、牛乳パック、段ボール	5円/kg	164	2,264	11,320	13,000
笠　置　町	－					
和　束　町	古紙、古布、牛乳パック、段ボール、 アルミ缶	7円/kg	17	151	1,057	1,200
精　華　町	新聞、雑誌、段ボール、牛乳パック、古布、 アルミ缶、その他のリサイクルできる紙	1円/kg(年12回以上の実施及び団体自ら回収時は単価加算)	46	1,515	3,061	3,800
南 山 城 村	新聞、雑誌、アルミカン、 ウエス、段ボール、牛乳パック		11	17	－	－
亀　岡　市	新聞・雑がみ・段ボール・古布	4円/kg	191	2,359	9,437	9,731
南　丹　市	新聞、雑誌、古布、段ボール	(5円－業者買取単価)×回収量(kg)	50	376	1,359	1,800
京 丹 波 町	古紙(新聞紙、雑誌、段ボール、紙パック)、 古布	5円/kg以内(5円－業者買取単価)×回収量(kg)	47	151	435	436
福 知 山 市	新聞、雑誌、段ボール、アルミ缶、スチール缶、 ビン類、布類、廃食用油、牛乳パック	3円/kg、廃食用油3円/ℓ	96	1,756	5,266	4,928
舞　鶴　市	アルミ類、古紙(新聞、雑誌、 牛乳パック、段ボール)、古布、廃食用油	3円/kg(廃食用油にあっては5円/ℓ)	63	754	2,264	2,424
綾　部　市	新聞紙、雑誌、段ボール、その他紙類、古布	団体5円/kg	93	1,007	5,035	5,920
宮　津　市	古紙、古布、牛乳パック、段ボール	2円/kg	55	826	1,655	1,600
京 丹 後 市	新聞・雑誌・段ボール・紙パック・雑がみ	新聞・雑誌・段ボール・紙パック　4円/kg 雑がみ　6円/kg　＋逆有償補填	49	2,189	8,849	9,100
伊　根　町	古紙(新聞、雑誌)、古布、段ボール、 牛乳パック	4円/kg	5	136	479	492
与 謝 野 町	カン、ビン、古紙、古布、段ボール、 牛乳パック、廃食用油	3円/kgまたは逆有償補填(1/2以内で上限3円/kg)	23	628	1,791	1,600
実施市町村		合計	4,683	50,773	897,573	193,283

（注）報奨金制度等により自治体が関与しているもの

4　家庭ごみの有料化状況（定期収集ごみ）

令和2年4月1日現在

市町村名（事務組合）		可燃ごみ		不燃ごみ		資源ごみ		有料化の導入時期等
		区分	手数料又は袋価格	区分	手数料又は袋価格	区分	手数料又は袋価格	
京都市		1	【家庭ごみ】 450円/10枚（45L） 300円/10枚（30L） 200円/10枚（20L） 100円/10枚（10L） 50円/10枚（ 5L）			1	【缶・びん・ペットボトル･プラ容器】 110円/5枚（45L） 75円/5枚（30L） 50円/5枚（20L） 25円/5枚（10L）	平成18年10月
乙訓	向日市	―		―		―		
	長岡京市	―		―		―		
	大山崎町	―		―		―		
城南	宇治市	4		4		4		
	城陽市	4	特に半透明は、白色に限定	4	特に半透明は、白色に限定	4	特に半透明は、白色に限定	
	久御山町	4		4		4		
	八幡市	2	1回あたり45L以内の透明袋(白色半透明袋可)×2袋まで無料、それを超える場合は指定袋（150円/枚）	2	1回あたり45L以内の透明袋(白色半透明袋可)×2袋まで無料、それを超える場合は指定袋（150円/枚）	―		
	井手町	4		4		4		
	宇治田原町	4		4		4		
京田辺市		4		4		4		
精華町	木津川市	1	450円/10枚（45L） 300円/10枚（30L） 150円/10枚（15L） 70円/10枚（7L）	4		―		平成30年10月
	精華町	4		4		4		
相楽東部	笠置町	1	300円/10枚（45L） 200円/10枚（30L） 150円/10枚（15L）	―		1	【プラ容器】 100円/10枚（45L） 【その他プラ】 100円/10枚（45L）	平成11年4月 【その他プラ】 令和2年4月
	和束町	1		―		1		
	南山城村	1		―		1		
亀岡市		1	400円/10枚（40L） 300円/10枚（30L） 200円/10枚（20L） 100円/10枚（10L）	1	300円/10枚(30L) 150円/10枚(15L)	―		平成15年9月
船井	南丹市	1	792円/10枚（45L） 660円/10枚（30L） 330円/10枚（15L）	1	【プラ、ビニール類】 330円/10枚（45L）			令和元年10月改正
	京丹波町	1		1				
福知山市		1	440円/10枚（45L） 330円/10枚（30L） 165円/10枚（20L）	1	440円/10枚（45L） 330円/10枚（30L） 165円/10枚（20L）	1	【容器プラ】 330円/10枚（45L） 220円/10枚（30L） 110円/10枚（20L）	平成13年2月
舞鶴市		1	395円/ 5枚（90L） 400円/10枚（45L） 260円/10枚（30L） 170円/10枚（20L） 80円/10枚（10L）	―		―		平成17年10月
綾部市		1	400円/10枚（45L）（平型） 270円/10枚（30L）（平型） 190円/10枚（20L）（平型） 350円/10枚（30L）（Ｕ型）	1	400円/10枚（45L）（平型） 270円/10枚（30L）（平型） 190円/10枚（20L）（平型） 350円/10枚（30L）（Ｕ型）	―		平成11年9月（可燃・平型） 平成15年9月（不燃・平型） 平成27年10月(Ｕ型)
宮津与謝	宮津市	1	450円/10枚（45L） 300円/10枚（30L） 300円/20枚（15L）	1	450円/10枚（45L） 300円/10枚（30L） 150円/10枚（15L）	3	【発泡スチロール】 185円/10枚（45L） 【紙製容器】 320円/20枚（45L） 【プラ容器】 320円/20枚（45L） 258円/20枚(30L)	平成18年10月
	伊根町	3	388円/20枚（大） 388円/40枚（中） 345円/50枚（小）	4		3		
	与謝野町	3	198円/20枚（大） 152円/30枚（小） 142円/50枚（手提）	3	223円/20枚（大） 150円/20枚（小）	3	【ペットボトル、発泡スチロール、 紙製容器、その他プラ容器】 163円/20枚（大） 【びん、缶】 238円/20枚（大） 144円/20枚（小）	
京丹後市		1	450円/10枚（45L） 300円/10枚（30L） 200円/10枚（20L）	1	450円/10枚（45L） 300円/10枚（30L）	―		平成16年4月（合併時に統一） 平成22年から不燃ごみの 有料化実施

（注）「区分」欄の説明

１ ：量に関わらず有料（指定袋代金として処理手数料を徴収している）
２ ：一定量まで無料（袋指定なし）、それを超える場合のみ有料（指定袋あり）
３ ：指定袋はあるが袋代金程度の価格とし、手数料としては徴収していない
４：有料ではないが、透明・半透明の袋の使用を求めている。
―： 有料化は未実施であり、指定袋もない

5　家庭ごみの有料化状況（粗大ごみ、直接搬入ごみ）

令和2年4月1日現在

市町村名（事務組合）		粗大ごみ		直接搬入ごみ	
		有料化の有無	収集及び処理手数料	有料化の有無	受入対象と処理手数料
京都市		○	品目別定額制(400～3,200円)	○	可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ 100kgまで　1,000円/100kg 101kgから600kgまで　1,500円/100kg 601kgから　2,000円/100kg
乙訓	向日市	○	品目別定額制(500～3,000円)	○	可燃・粗大ごみ 100kgまで　1,500円 100kg超300kgまで　10kgまでごとに+200円 300kg超　10kgまでごとに+250円
	長岡京市	○	品目別定額制(100～3,000円)	○	
	大山崎町	○	品目別定額制(520～3,140円)	○	
城南	宇治市	△	臨時ごみとして収集する場合のみ有料 (250円/100L)	○	可燃ごみ　1,500円(税込)/100kg 土砂等　1,200円(税込)/100kg 処理困難物　2,250円(税込)/100kg 不燃ごみ　1,420円(税抜)/100kg、1,500円(税込)/100kg *1
	城陽市	○	品目別定額制(200～2,000円)	○	可燃・不燃ごみ　1,500円/100kg 土砂等　1,200円/100kg 処理困難物　2,250円/100kg
	久御山町	○	特別収集として依頼する場合のみ収集手数料 （2tダンプ1台10,000円）	○	
	八幡市	○	品目別定額制(100～500円) *2	○	
	井手町	×		○	
	宇治田原町	×		×	
京田辺市		○	品目別定額制(400～2,400円)	○	可燃・不燃ごみ　150円/10kg 粗大ごみ　品目別定額制
木津川市 精華町	木津川市	△	特別収集として依頼する場合のみ収集手数料 (軽トラック1台4,000円)	△	可燃ごみ　260円/10kg(税別) 可燃ごみ以外　搬入許可書があれば無料
	精華町	△	特別収集として依頼する場合のみ収集手数料 (軽ﾄﾗｯｸ1台4,000円、2tﾄﾗｯｸ1台16,000円)	○	可燃ごみ260円/10kg(税別) 不燃ごみ・粗大ごみ(搬入許可書があれば無料)
相楽東部	笠置町	×		○	粗大ごみ　32円/kg
	和束町	×		○	
	南山城村	×		○	
亀岡市		○	品目別定額制(200～2,400円)	○	可燃ごみ　180円/10kg 埋立ごみ　180円/10kg ※可燃・埋立ともに指定袋で搬入の場合は不要 粗大ごみ　品目別定額制
船井	南丹市	○	品目別定額制(1,100～3,850円)	○	(粗大・家電ごみ)1,100～3,850円/個 (可燃ごみ・資源ごみ等)無料 ※ただし、搬入ごとに50kgを超える場合は、385円/10kg
	京丹波町	○	品目別定額制(1,100～3,850円)	○	
福知山市		○	単純従量制 (基本料金1,030円＋510円/20kg)	○	可燃・不燃ごみ　200円/20kg 粗大ごみ　200円/20kg
舞鶴市		○	品目別定額制(500～3,000円)	○	可燃ごみ　指定袋を使用*3
綾部市		○	単純従量制(419円/20kg、布団・寝具類63円/1kg) 収集加算額1,048円/回	○	可燃・不燃ごみ　指定袋を使用 *3 粗大ごみ419円/20kg ふとん、寝具類63円/1kg 家電4品目　2,095円/台
宮津与謝	宮津市	○	品目別定額制(500～3,000円)	○	可燃・不燃ごみ　100円/10kg 資源ごみ　100円/10kg 粗大ごみ　100円/10kg
	伊根町	×	可燃・不燃・資源ごみ 指定袋(手数料含まない)を使用	○	
	与謝野町	－	直接搬入のみ	○	
京丹後市		○	定額制(550円/個)	○	可燃・不燃ごみ 220円/20kgまで、10kg超過ごとに110円加算 資源ごみ 220円/20kgまで、10kg超過ごとに110円加算 粗大ごみ 220円/20kgまで、10kg超過ごとに110円加算

（注）

*1 宇治市の粗大ごみについては、搬入施設によって値段が異なる（城南衛生管理組合：1,500円(税込)/100kg、宇治廃棄物処理公社：1,420円(税抜)/100kg）

*2 八幡市の粗大ごみについては、品目ごとの料金に加えて、20kgを超える場合、20kgごとに500円の加算
（タイヤ等の処理困難物については、別途500円又は1000円の品目設定あり）

*3 定期収集ごみ用の指定袋を使用

６　事業系ごみの有料化状況

令和2年4月1日現在

市町村名（事務組合）		収集ごみ		直接搬入ごみ
		実施形態	収集対象と処理手数料	受入対象と処理手数料
京都市		許可	可燃ごみ　1,000円/100kg	可燃ごみ・粗大ごみ（産業廃棄物を除く） 100kgまで　1,000円/100kg 101kgから600kgまで　1,500円/100kg 601kgから　2,000円/100kg
乙訓	向日市	許可	可燃ごみ 100kgまで　1,500円 100kg超 10kgまでごとに+150円	可燃・粗大ごみ　100kgまで　1,500円 100kg超300kgまで 10kgまでごとに+200円 300kg超 10kgまでごとに+250円
	長岡京市	許可		
	大山崎町	許可		
城南	宇治市	許可	可燃ごみ・不燃ごみ　1,500円/100kg	可燃ごみ　1,500円/100kg 不燃ごみ　1,500円/100kg （産業廃棄物であるものを除く）
	城陽市	許可	可燃ごみ　1,500円/100kg 不燃ごみ　1,500円/100kg	
	久御山町	許可	可燃ごみ　1,500円/100kg	
	八幡市	許可	可燃ごみ　1,500円/100kg	
	井手町	－	－	
	宇治田原町	－	－	
京田辺市		許可	可燃ごみ　150円/10kg	可燃・不燃ごみ　150円/10kg 粗大ごみ　品目別定額制
木津川市	木津川市	許可	可燃ごみ　260円/10kg（税別）	可燃ごみ　260円/10kg（税別）
	精華町	許可	可燃ごみ　260円/10kg（税別）	可燃ごみ　260円/10kg（税別）
相楽東部	笠置町	許可	可燃ごみ　40円/kg 粗大ごみ　32円/kg	粗大ごみ　32円/kg
	和束町	許可		
	南山城村	許可		
亀岡市		許可	可燃ごみ　180円/10kg	可燃ごみ　180円/10kg
船井	南丹市	許可	可燃ごみ 198円/10kg	可燃ごみ 198円/10kg ※搬入ごとに50kgを超える場合は、385円/10kg
	京丹波町	許可		
福知山市		許可	可燃ごみ　410円/20kg 不燃ごみ　410円/20kg	可燃ごみ　410円/20kg 不燃ごみ　410円/20kg
舞鶴市		許可	可燃ごみ　指定袋(手数料含む)を使用 400円/10枚(45L) 620円/10枚(70L) 790円/10枚(90L)	可燃ごみ　指定袋(手数料含む)を使用 400円/10枚(45L) 620円/10枚(70L) 790円/10枚(90L)
綾部市		－	－	可燃ごみ　419円/20kg
宮津与謝	宮津市	委託	可燃・不燃・資源ごみ 指定袋(手数料含む)を使用 金額設定は家庭用と同じ 粗大ごみ　品目別定額制	可燃ごみ　100円/10kg 不燃ごみ　100円/10kg 資源ごみ　100円/10kg 粗大ごみ　100円/10kg
	伊根町	委託	可燃・不燃・資源ごみ 指定袋(手数料含まない)を使用	
	与謝野町	委託	可燃・不燃・資源ごみ 指定袋(手数料含まない)を使用	
京丹後市		許可	家庭ごみと同額 指定袋は、可燃ごみと不燃ごみのみ	可燃・不燃・資源ごみ 220円/20kgまで、10kg超過ごとに110円加算 粗大ごみ 220円/20kgまで、10kg超過ごとに110円加算

7　生ごみ堆肥化容器等購入補助制度の状況

令和2年4月1日現在

市町村名	開始年度	補助対象				補助内容（補助要件等）
		ｺﾝﾎﾟｽﾄ容器	EM容器	電気式処理機	その他	
京　都　市	H18	○		○		【新規申請】 補助率：1/2　上限：ｺﾝﾎﾟｽﾄ4,000円、電気式35,000円 【再申請】 補助率：1/3　上限：ｺﾝﾎﾟｽﾄ3,000円、電気式25,000円(5年以内は不可)
向　日　市	H6	○	○	○		補助率：1/2　上限：ｺﾝﾎﾟｽﾄ・EM4,000円、電気式10,000円 (ｺﾝﾎﾟｽﾄ・EMは1世帯2基まで、電気式は1世帯1基まで)
長岡京市	事業廃止 (～H28)					
大山崎町	H15	○	○	○		補助率：1/2　上限：20,000円 (5,000円未満は対象外、5年以内再申請不可)
宇　治　市	事業廃止 (～H29)					
城　陽　市	H5	○	○	○		補助率：1/2　上限：ｺﾝﾎﾟｽﾄ・EM4,000円、電気式20,000円 (ｺﾝﾎﾟｽﾄ・EMは1世帯2基まで、電気式は1世帯1基まで)
久御山町	事業廃止 (～H25)					
八　幡　市	事業廃止 (～H14)					
京田辺市	H4	○	○	○		補助率：1/2　上限：ｺﾝﾎﾟｽﾄ・EM4,000円、電気式20,000円(H12.4～)
井　手　町	H8	○	○	○		補助率：1/2　上限：ｺﾝﾎﾟｽﾄ・EM4,000円、電気式20,000円(H12.5～)
宇治田原町	H6	○	○	○		補助率：1/2　上限：20,000円 (1世帯2基まで)
木津川市	H18 (合併時)	○	○		○	補助率：1/2　上限：20,000円 (バイオ式に限る、電気を用いるものは対象外、5年以内の再申請不可)
笠　置　町	H5	○		○		補助率：1/2　上限：ｺﾝﾎﾟｽﾄ6,000円、電気式30,000円
和　束　町	H9	○	○	○		上限：ｺﾝﾎﾟｽﾄ6,000円、電気式30,000円
精　華　町	H13	○	○	○		補助率：1/2　上限：20,000円 (EM容器は1世帯2基まで、5年以内再申請不可)
南山城村	H6	○		○		補助率：購入価格の範囲内　上限：ｺﾝﾎﾟｽﾄ6,000円、電気式30,000円 (ｺﾝﾎﾟｽﾄは1世帯2基まで、電気式は1世帯1基まで)
亀　岡　市	H4	○	○	○		補助率：1/2　上限：20,000円 (ｺﾝﾎﾟｽﾄは1世帯2基まで、電気式は1世帯1基まで、5年以内再申請不可)
南　丹　市	H18 (合併時)	○	○	○	○	補助率：1/2　上限：ｺﾝﾎﾟｽﾄ4,000円、電気式20,000円 (ｺﾝﾎﾟｽﾄは1世帯2基まで、電気式は1世帯1基まで) 【可燃ごみ収集庫(集落単位で設置するもの)】 1台につき2/3以内、上限50,000円
京丹波町	H17 (合併時)	○	○	○		上限：ｺﾝﾎﾟｽﾄ2,000円、電気式10,000円 (ｺﾝﾎﾟｽﾄは1世帯2基まで、電気式は1世帯1基まで)
福知山市	事業廃止 (～H22)					
舞　鶴　市	H6	○	○	○		補助率：1/2　上限：ｺﾝﾎﾟｽﾄ・EM4,000円、電気式10,000円(H30.4～) (ｺﾝﾎﾟｽﾄ・EMは1世帯2基まで、電気式は1世帯1基まで)
綾　部　市	－					
宮　津　市	事業廃止 (～H20)					
京丹後市	H30			○		電気式(定額：10,000円)
与謝野町	H17 (合併時)	○	○	○	○	補助率：1/2　上限：ｺﾝﾎﾟｽﾄ5,000円、電気式15,000円 (ｺﾝﾎﾟｽﾄは1世帯2基まで、電気式は1世帯1基まで)
伊　根　町	H12	○	○	○		補助率：1/2　上限：30,000円
合　計		18	15	18	3	

８　生ごみ堆肥化容器等の補助実績（令和元年度）

（単位：台、円）

市町村名	コンポスト容器		ＥＭ容器		電気式処理機		その他	
	補助数量	決算額	補助数量	決算額	補助数量	決算額	補助数量	決算額
京都市	34	78,900			270	6,416,600		
向日市	3	5,200	コンポスト容器に含む		3	27,600		
長岡京市								
大山崎町					2	32,000		
宇治市								
城陽市	5	10,100	2	1,600	7	130,700		
久御山町								
八幡市								
京田辺市					13	207,360		
井手町								
宇治田原町	1	2,400						
木津川市	14	82,900						
笠置町								
和束町	1	6,000			3	74,904		
精華町	6	16,100			11	168,900		
南山城村	0	0			1	30,000		
亀岡市	4	11,600			15	249,200		
南丹市	13	16,165			17	212,736		
京丹波町	8	16,000			21	210,000		
福知山市								
舞鶴市	27	80,000	2	3,000	11	105,300		
綾部市								
宮津市								
京丹後市					0	0		
伊根町					1	30,000		
与謝野町	4	13,900			8	106,000		
合計	120	339,265	4	4,600	383	8,001,300	0	0

９　廃家電４品目及び廃パソコンの回収状況

令和2年4月1日現在

市町村名	廃家電４品目	廃パソコン	備　　考
京　都　市	回収ルート	回収ルート	廃家電の義務外品は小売店及び量販店と連携した回収システム 廃パソコンは資源有効利用促進法に基づく収集のほか、小型家電リサイクル法上の認定事業者による宅配便方式を利用した回収
向　日　市	回収ルート	回収ルート	廃家電の義務外品は小売店及び量販店と連携した回収システム 廃パソコンは資源有効利用促進法に基づく収集のほか、小型家電リサイクル法上の認定事業者による宅配便方式を利用した回収をしている。
長 岡 京 市	回収ルート	回収ルート	廃家電の義務外品は小売店及び量販店と連携した回収システム 廃パソコンは資源有効利用促進法に基づく収集のほか、小型家電リサイクル法上の認定事業者による宅配便方式を利用した回収をしている。
大 山 崎 町	回収ルート	回収ルート	廃家電の義務外品は小売店と連携した回収システム
宇　治　市	回収ルート＋行政回収Ｂ	回収ルート＋行政回収Ａ	
城　陽　市	回収ルート	回収ルート＋行政回収Ａ	廃家電の義務外品は小売店と連携した回収システム H26.10から、使用済小型家電回収ボックス投入口に入る 大きさのノートパソコンは回収している。
久 御 山 町	回収ルート＋行政回収Ｂ	回収ルート＋行政回収Ａ	廃パソコンについては、H28.4から使用済小型家電回収事業によるBOX回収を実施。 H28.4.1から使用済小型家電回収事業の完全実施（BOX回収）
八　幡　市	回収ルート＋行政回収Ｂ	回収ルート＋行政回収Ａ	廃パソコンについては、H29.7から使用済小型家電回収事業によるBOX回収を実施。
京 田 辺 市	回収ルート＋行政回収Ｂ	回収ルート＋行政回収Ａ	使用済小型家電として、廃パソコンを回収している。
井　手　町	回収ルート＋行政回収Ａ	回収ルート＋行政回収Ａ	
宇 治 田 原 町	回収ルート＋行政回収Ａ	回収ルート	
木 津 川 市	回収ルート＋行政回収Ｂ	回収ルート＋行政回収Ａ	廃パソコンについては、H26年度より小型家電リサイクル事業によるBOX回収を実施中
笠　置　町	回収ルート＋行政回収Ｂ	回収ルート	
和　束　町	回収ルート＋行政回収Ｂ	回収ルート	
精　華　町	回収ルート	回収ルート＋行政回収Ａ	廃家電の義務外品は、小売店と連携した回収システム 廃パソコンは、小型のラップトップのみ使用済小型家電の対象
南 山 城 村	回収ルート＋行政回収Ｂ	回収ルート	
亀　岡　市	回収ルート	回収ルート＋行政回収Ａ	廃パソコンについては、H27年10月より小型家電リサイクル事業によるBOX回収を実施
南　丹　市	回収ルート＋行政回収Ｂ	回収ルート＋行政回収Ａ	
京 丹 波 町	回収ルート＋行政回収Ｂ	回収ルート＋行政回収Ａ	
福 知 山 市	回収ルート	回収ルート＋行政回収Ａ	廃パソコンは、小型家電リサイクル法上の認定事業者による宅配便方式を利用した回収の実施
舞　鶴　市	回収ルート	回収ルート＋行政回収Ａ	廃家電の義務外品の回収は一部の小売店の協力により回収 廃パソコンについては小型家電リサイクル事業による回収
綾　部　市	回収ルート＋行政回収Ａ	回収ルート	
宮　津　市	回収ルート	回収ルート	廃家電の義務外品は小売店と連携した回収システム
京 丹 後 市	回収ルート	回収ルート＋行政回収Ａ	廃家電の義務外品は小売店と連携した回収システム
伊　根　町	回収ルート	回収ルート	廃家電の義務外品は小売店と連携した回収システム
与 謝 野 町	回収ルート	回収ルート	廃家電の義務外品は小売店と連携した回収システム

■廃家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵・冷凍庫、洗濯機）

○回収ルート
　家電リサイクル法に基づく回収ルートのみで行政回収は行わない
○回収ルート＋行政回収A
　小売業者に引取義務があるものは行政回収しないが、義務外品は行政回収する
○回収ルート＋行政回収B
　回収ルートのほか、義務品、義務外品を問わず行政回収する
○行政回収C
　義務品、義務外品を問わず、全て行政回収する

■廃パソコン

○回収ルート
　資源有効利用促進法に基づく回収ルートのみで行政回収は行わない
○回収ルート＋行政回収A
　回収ルートが基本であるが、行政回収も行っている
○行政回収B
　基本的に全て行政回収する

１０　廃小型家電の回収状況

令和2年4月1日現在

市町村名	廃小型家電の分別回収方法	BOX設置場所 (BOX回収の場合のみ)	回収対象	引渡先	令和元年度回収実績(kg)
京　都　市	BOX回収、 移動式拠点回収	商業施設 16箇所 市施設 26箇所 駅 4箇所	30×40×40cm以内の全ての家電※ ※ 家電4品目、パソコン、石油・灯油ストーブ、電子たばこを除く	小型家電ﾘｻｲｸﾙ法による認定事業者	360,670
向　日　市	宅配便回収サービス		3辺の合計が140cmのダンボールに入るもの 総重量が20kg以内	リネットジャパン	2,886
長 岡 京 市	宅配便回収サービス		3辺の合計が140cmのダンボールに入るもの 総重量が20kg以内	リネットジャパン リサイクル㈱	3,414
大 山 崎 町	宅配便回収サービス		3辺の合計が140cmのダンボールに入るもの 総重量が20kg以内	リネットジャパン	978.9
宇　治　市	BOX回収	市役所 公民館 ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ　(計11箇所)	特定対象品目すべてのうち投入口(200mm×400mm)に入るもの	小型家電ﾘｻｲｸﾙ法による認定事業者	6,826
城　陽　市	BOX回収	市役所 1箇所 市公共施設 5箇所 ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ 6箇所 老人福祉施設 4箇所　(計16箇所)	政令指定品目16分類、64品目 ただし、縦20cm、横40cm、奥行30cmの投入口に入るものに限る。	小型家電ﾘｻｲｸﾙ法による認定事業者	4,026
久 御 山 町	BOX回収(H28.4～)	久御山町役場 1箇所 生涯学習ｾﾝﾀｰ「ゆうﾎｰﾙ」1箇所 まちの駅「ｸﾛｽﾋﾟｱくみやま」1箇所	16分類の特定対象品目 投入口(42cm(W)×22cm(H))に入るもの	小型家電ﾘｻｲｸﾙ法による認定事業者	2,060
八　幡　市	BOX回収(H29.7～)	市役所 2箇所 市内拠点 9箇所	16分類の特定対象品目 投入口(40cm(W)×20cm(H))に入るもの	小型家電ﾘｻｲｸﾙ法による認定事業者	10,610
京 田 辺 市	BOX回収	市役所 1箇所 市内拠点 4箇所	投入口(35cm×15cm)に入るもの	小型家電ﾘｻｲｸﾙ法による認定事業者	12,600
井　手　町	BOX回収	町役場 1箇所 町図書館 1箇所	携帯電話	リネットジャパン	0
宇 治 田 原 町	BOX回収(H27.10～)	町役場 1箇所	携帯電話・スマートフォン	小型家電ﾘｻｲｸﾙ法による認定事業者	0
木 津 川 市	BOX回収、 ピックアップ回収	市役所、支所、出張所　(計4箇所)	BOX回収では特定対象品目、 ピックアップ回収では制度対象品目すべて	小型家電ﾘｻｲｸﾙ法による認定事業者	64,680
笠　置　町	BOX回収	役場 1箇所 産業振興会館 1箇所	投入口(縦20cm×横35cm)に入るもの (家庭から出る使用済小型家電に限る)	小型家電ﾘｻｲｸﾙ法による認定事業者	81.15
和　束　町	BOX回収	役場・体験交流センター 2箇所	投入口(縦20cm×横35cm)に入るもの (家庭から出る使用済小型家電に限る)	小型家電ﾘｻｲｸﾙ法による認定事業者	1,259.72
精　華　町	BOX回収	役場庁舎 1箇所 ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ 1箇所 町立体育館 1箇所 老人福祉施設 1箇所 商業施設 3箇所	小型家電ﾘｻｲｸﾙ法に基づく特定対象16品目 投入口(25cm×15cm)に入るものに限る	小型家電ﾘｻｲｸﾙ法による認定事業者	3,750
南 山 城 村	BOX回収	役場 1箇所	投入口(縦20cm×横35cm)に入るもの (家庭から出る使用済小型家電に限る)	小型家電ﾘｻｲｸﾙ法による認定事業者	28.7
亀　岡　市	BOX回収 イベント回収	市施設 10箇所	特定対象品目16分類で投入口(150mm×400mm)に入るもの	小型家電ﾘｻｲｸﾙ法による認定事業者	4,424.4
南　丹　市 京 丹 波 町	金属類で収集後に ピックアップ回収		政令指定品目28種	小型家電ﾘｻｲｸﾙ法による認定事業者	45,840
福 知 山 市	宅配便回収サービス		ダンボールに入るもの(縦、横、高さの合計が140cm以内で重量20kg以内)	リネットジャパン リサイクル(株)	1,373
舞　鶴　市	BOX回収、 ピックアップ回収	市役所等公共施設 9箇所	BOX回収：投入口(縦15cm×横30cm)に入るもの ピックアップ：政令指定品目すべて	小型家電ﾘｻｲｸﾙ法による認定事業者	1,968
綾　部　市					
宮　津　市					
京 丹 後 市	BOX回収	市庁舎 6箇所 地域公民館 4箇所 廃棄物処理施設 5箇所	投入口(60cm×25cm)に入るもの	小型家電ﾘｻｲｸﾙ法による認定事業者	98,960
伊　根　町	不燃ごみ収集後に ピックアップ回収		その他(具体的に決定していない)	引渡し無	
与 謝 野 町	拠点回収	最終処分場	パソコン、家電ﾘｻｲｸﾙ法対象以外の家電製品	水ロテクノス・ 三重中央開発	40,680

11　水銀使用廃製品の回収状況

令和2年4月1日現在

市町村名	水銀使用廃製品の分別回収方法	回収対象	回数	費用
京　都　市	拠点回収	蛍光管、水銀体温計、水銀血圧計 乾電池、ボタン電池	随時	無料
	移動式拠点回収		年間350回程度	
向　日　市	ステーション回収	蛍光管、乾電池	月2回	無料
	拠点回収	水銀体温計、水銀血圧計 水銀温度計、乾電池	開庁時	無料
長 岡 京 市	ステーション回収	蛍光灯、乾電池	月2回	無料
	拠点回収	水銀体温計、水銀温度計、水銀血圧計	開庁時	無料
大 山 崎 町	ステーション回収	蛍光灯、筒型乾電池	月2回	無料
	拠点回収	水銀体温計、水銀温度計、水銀血圧計	随時	無料
宇　治　市	拠点回収	蛍光管	週1回	無料
	その他(市役所持込み)	水銀体温計、水銀温度計、水銀血圧計	随時	無料
城　陽　市	ステーション回収	廃蛍光管・廃乾電池・水銀血圧計 ・水銀体温計	月2回	無料
	拠点回収	廃蛍光管	月1回	無料
久 御 山 町	ステーション回収	水銀体温計、廃乾電池、ボタン電池、蛍光管、 水銀温度計、水銀血圧計	週5回	無料
八　幡　市	ステーション回収	蛍光管、体温計、温度計、乾電池	隔週1回(地域ごと別曜日)	無料
	拠点回収	蛍光管	毎日	無料
京 田 辺 市	ステーション回収	乾電池	隔月	無料
	ピックアップ回収	蛍光管、体温計、血圧計	－	無料
井　手　町	－	－	－	－
宇 治 田 原 町	－	－	－	－
木 津 川 市	拠点回収	蛍光管、乾電池	随時	無料
	その他(市役所持込み)	水銀体温計、水銀温度計、水銀血圧計	随時	無料
笠　置　町	－	－	－	－
和　束　町	－	－	－	－
精　華　町	戸別回収・ステーション回収	蛍光灯	月2回	無料
	拠点回収(4箇所)	蛍光灯	月1回	無料
	その他(役場持込み)	水銀体温計、水銀温度計、水銀血圧計	随時	無料
南 山 城 村	ボックス回収	乾電池、ボタン電池、蛍光灯	2～3ヶ月１回	無料
亀　岡　市	拠点回収	水銀体温計、水銀温度計、水銀血圧計		無料
南　丹　市	ステーション回収	水銀含有物	電池1回/月、その他1回/3ヶ月	無料
	戸別回収	水銀含有物	随時	有料
	直接搬入	水銀含有物	随時	有料 (多量の場合)
京 丹 波 町	ステーション回収	水銀含有物	電池1回/月、その他1回/3ヶ月	無料
	戸別回収	水銀含有物	随時	有料
	直接搬入	水銀含有物	随時	有料 (多量の場合)
福 知 山 市	ステーション回収	蛍光管、水銀体温計、水銀温度計 水銀血圧計、乾電池、ボタン電池	月2回	無料
舞　鶴　市	ステーション回収	蛍光灯、水銀体温計、水銀温度計、 血圧計、乾電池、ボタン電池	月1回	無料
	直接搬入			
綾　部　市	ステーション回収	蛍光管、乾電池、 水銀体温計、水銀温度計、水銀血圧計	月1回	無料
宮　津　市	ステーション回収	蛍光灯、乾電池、 ボタン電池、水銀体温計	月1回	無料
京 丹 後 市	ステーション回収	蛍光管、水銀体温計、水銀温度計、 水銀血圧計、乾電池、ボタン電池	月1回	無料
	直接搬入		随時	有料
伊　根　町	ステーション回収	蛍光灯、乾電池、 ボタン電池、水銀使用品	月1回	無料
与 謝 野 町	－	－	－	－

12　適正処理困難物の回収状況

令和2年4月1日現在

市町村名	化学薬品	農薬	タイヤ	バッテリー	ボンベ	消火器	溶剤・塗料	医療器具				大型家電	自動二輪車	条件付き受入の場合の条件
								注射針	注射筒	バッグ類チューブ類	脱脂綿ガーゼ			
京　都　市	条件1	条件1	×	×	×	×	条件1	×	×	条件2	条件2	×	×	1　移動式拠点回収（回収は元学区単位で2年に1回の回収）に限り排出することができる。 2　医療器具については、原則医療機関へ返却としているが、在宅医療で使用した点滴バッグについては、医療機関への返却が困難な場合に限り、針を取り除いたうえで、家庭ごみとして排出することができる。
向　日　市	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
長 岡 京 市	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
大 山 崎 町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
宇　治　市	×	×	×	×	×	×	×	×	条件1	条件1	条件1	条件2	×	1　点滴用バッグ、チューブ、注射針を除く注射器（在宅医療器具）に限る 2　リサイクル券購入及び収集運搬費3,300円/家電1台を支払った場合
城　陽　市	×	×	×	×	×	×	×	×	条件	条件	条件	×	×	何重にもビニール袋に入れ、安全確保したものは、「燃やすごみ」へ排出は可能
久 御 山 町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	条件	×	リサイクル券購入及び収集運搬費3,000円／台を支払った場合
八　幡　市	×	×	条件1	条件1	条件1	条件1	×	×	×	○	○	条件2	×	1　持ち込みの場合、有料で引き取り 2　義務外品でリサイクル券購入及び収集運搬費を支払った場合
京 田 辺 市	×	×	×	×	×	×	×	×	条件1	条件1	条件1	条件2	×	1　家庭から出るものに限る 2　リサイクル券購入及び収集運搬費を支払った場合
井　手　町	×	×	×	×	×	×	×	条件1	条件1	条件1	条件1	条件2	×	1　在宅医療の器具で、医療機関へ返却困難かつ鋭利部が突出しないもの 2　義務外品でリサイクル券購入及び収集運搬費を支払った場合
宇 治 田 原 町	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	条件	×	義務外品でリサイクル券購入及び収集運搬費を支払った場合 医療器具については、原則医療機関等への引取りを依頼
木 津 川 市	×	×	×	×	×	×	×	×	条件1	条件１	条件１	条件2	×	1　医療器具については、原則医療機関へ返却。在宅医療で使用したものについては、針等の鋭利なものを取り除いた上で可燃ごみとして排出可能 2　リサイクル券購入及び収集運搬費を支払った場合
笠　置　町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	条件	×	義務外品でリサイクル券購入及び収集運搬費を支払った場合
和　束　町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	条件	×	リサイクル券購入及び収集運搬費を支払った場合
精　華　町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	条件	50cc以下
南 山 城 村	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	条件	×	リサイクル券購入及び収集運搬費を支払った場合
亀　岡　市	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
南　丹　市	×	×	×	条件1	×	○	×	条件2	条件2	条件2	○	○	条件3	1　普通乗用車まで（大型のものは持ち込みに限る。） 2　針は金属類（安全対策をして）、容器は洗ってビニール類 3　50cc未満のみ
京 丹 波 町	×	×	×	条件1	×	○	×	条件2	条件2	条件2	○	○	条件3	1　普通乗用車まで（大型のものは持ち込みに限る。） 2　針は金属類（安全対策をして）、容器は洗ってビニール類 3　50cc未満のみ
福 知 山 市	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
舞　鶴　市	×	×	×	×	×	×	条件1	×	×	条件2	条件２	×	×	1　中身が固化したものは埋立ごみ 2　感染性でないもの
綾　部　市	×	×	×	×	×	×	×	×	条件１	条件１	条件１	条件2	条件3	1　点滴用バッグ、チューブ、注射針を除く注射器（在宅医療器具）に限る 2　義務外品でリサイクル券購入及び収集運搬料金を支払った場合 3　50cc未満のみ
宮　津　市	×	×	×	×	×	×	条件1	×	×	条件2	×	×	×	1　少量、紙等に吸収させて燃やす 2　プラスチック製容器包装（点滴ボトルを除く）
京 丹 後 市	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
伊　根　町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
与 謝 野 町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	

調査対象品目：
　化学薬品（農薬・溶剤を除く）、農薬（園芸用を含む）、タイヤ、バッテリー、小型ガスボンベ、消火器、溶剤・塗料、医療器具等、
　大型家電製品（冷蔵庫冷凍庫、洗濯機、エアコン、テレビ）、自動二輪車（オートバイ・原付自転車）

○…受入している　　×…受入していない　　条件…条件付きで受入している

13　ごみ処理基本計画の策定状況

令和2年4月1日現在

市町村名	策定年月(予定)	名　　称
京　都　市	Ｈ２７．３	新・京都市ごみ半減プラン－京都市循環型社会推進基本計画（2015-2020） ～資源の更なる有効利用と環境負荷の低減を目指して～
向　日　市	Ｈ２９．３ 改定	向日市一般廃棄物処理基本計画
長岡京市	Ｈ２９．３ 改定	長岡京市一般廃棄物処理基本計画
大山崎町	Ｈ１９．３	大山崎町一般廃棄物処理基本計画
宇　治　市	Ｈ３１．３ 改定	宇治市第３次ごみ処理基本計画
城　陽　市	Ｈ２４．５ 改定	城陽市ごみ処理基本計画
久御山町	Ｈ２９．３ 改定	久御山町ごみ処理基本計画
八　幡　市	Ｈ２９．３	第３次八幡市一般廃棄物処理基本計画
京田辺市	Ｈ２８．２ 改定	京田辺市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画
井　手　町	Ｈ１４．１０ 改定	井手町ごみ処理基本計画
宇治田原町	Ｈ７．３	ごみ処理基本計画
木津川市	Ｈ２２．１１	木津川市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画
精　華　町	Ｈ２９．３ 改定	精華町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画
笠　置　町	Ｈ１５．３ （Ｒ２．７）	一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（相楽東部広域連合で策定）
和　束　町	Ｈ１５．３ （Ｒ２．７）	
南山城村	Ｈ１５．３ （Ｒ２．７）	
亀　岡　市	Ｈ３０．３ 改定	亀岡市ゼロエミッション計画
南　丹　市	Ｈ３１．３ 改定	一般廃棄物処理基本計画書（船井郡衛生管理組合で策定）
京丹波町		
福知山市	Ｈ２８．３ 改定	福知山市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）
舞　鶴　市	Ｈ２８．４ 改定	一般廃棄物（ごみ）処理基本計画
綾　部　市	Ｈ２８．３ 改定	綾部市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画
宮　津　市	Ｈ２６．３	宮津与謝地域広域ごみ処理基本計画
伊　根　町	Ｈ２６．３	
与謝野町	Ｈ２６．３	
京丹後市	Ｒ２．３ 一部改定	京丹後市一般廃棄物処理基本計画
合　　計	策定市町村　　２６市町村	

14　生活排水処理基本計画の策定状況

令和2年4月1日現在

市町村名	策定年月（予定）	名　　称
京　　都　　市	Ｒ２．３	令和元年度一般廃棄物処理実施計画
向　　日　　市	Ｈ２９．３　改定	生活排水処理基本計画
長　岡　京　市	Ｈ２９．３　改定	生活排水処理基本計画
大　山　崎　町	Ｈ１９．３	生活排水処理基本計画
宇　　治　　市	H２６．３	宇治市生活排水処理基本計画
城　　陽　　市	Ｈ１４．１	城陽市生活排水処理基本計画
久　御　山　町	Ｈ３１．３　改定	久御山町生活排水処理基本計画
八　　幡　　市	Ｈ２９．３	八幡市生活排水処理基本計画
京　田　辺　市	Ｈ１１．３	京田辺市生活排水処理基本計画
井　　手　　町	Ｈ１４．１１	生活排水処理基本計画
宇　治　田　原　町	Ｈ２７．１２　改定	宇治田原町生活排水処理基本計画
木　津　川　市	Ｈ２８．３	相楽郡広域事務組合生活排水処理基本計画
笠　　置　　町	Ｈ２３．４　改定	笠置町生活排水処理基本計画
和　　束　　町	Ｈ２９．１２　策定	相楽地域循環型社会形成推進地域計画
精　　華　　町	Ｈ２８．３	相楽郡広域事務組合生活排水処理基本計画
南　山　城　村	Ｈ２９．１２　改定	相楽地域循環型社会形成推進地域計画
亀　　岡　　市	Ｈ２６．３　改定	第５次亀岡市生活排水処理基本計画
南　　丹　　市	Ｈ２７．１２　改定	南丹市生活排水処理基本計画
京　丹　波　町	Ｈ１７．１２	京丹波町生活排水処理基本計画
福　知　山　市	Ｈ２９．４ 改定	生活排水処理基本計画
舞　　鶴　　市	Ｈ３０．３ 改定	舞鶴市生活排水処理基本計画
綾　　部　　市	Ｈ１４．３	新綾部市水洗化総合計画
宮　　津　　市	Ｈ１９．３	宮津市生活排水処理基本計画
京　丹　後　市	Ｒ２．３　一部改定	京丹後市一般廃棄物処理基本計画
伊　　根　　町	Ｈ２２．３　改定	生活排水処理基本計画
与　謝　野　町	Ｈ１８	与謝野町生活排水処理基本計画
合　　計	策定市町村　２６市町村	

15　放置車輌対策条例等の制定状況

令和2年4月1日現在

市町村名	施行年	条例の名称	罰則規定
京都市	Ｓ６０～	京都市自転車等放置防止条例	有
	Ｈ１４～	京都市自動車放置防止条例	有
向日市	Ｓ５７～	向日市自転車等の駐車秩序に関する条例	無
長岡京市	Ｓ５８～	長岡京市自転車等の駐車秩序に関する条例	無
大山崎町	Ｈ６～	大山崎町自転車等の駐車秩序の確立に関する条例	無
宇治市	Ｈ８～	宇治市放置自動車等の発生の防止及び適正な処理に関する条例	有
	Ｈ３～	宇治市自転車の駐車秩序の確立に関する条例	無
城陽市	Ｓ６１～	城陽市自転車等の駐車秩序の確立に関する条例	無
	Ｈ９～	城陽市放置自動車等の発生の防止及び適正な処理に関する条例	有
久御山町	Ｈ８～	久御山町放置自動車等の発生の防止及び適正な処理に関する条例	有
八幡市	Ｈ９～	八幡市放置自動車等の発生の防止及び適正な処理に関する条例	有
京田辺市	Ｈ６～	京田辺市放置自動車等の発生の防止及び適正な処理に関する条例	有
井手町			
宇治田原町			
木津川市	Ｈ１９～	木津川市放置自動車の発生防止及び適正な処理に関する条例	有
	Ｈ１９～	木津川市自転車等の放置防止に関する条例	無
笠置町	Ｈ９～	笠置町放置自動車防止条例	有
	Ｈ２４～	笠置町自転車等の放置防止に関する条例	無
和束町	Ｈ７～	和束町放置自動車防止条例	有
精華町	Ｈ７～	精華町放置自動車防止条例	有
	Ｈ９～	精華町自転車等の放置防止に関する条例	有
南山城村	Ｈ７～	南山城村放置自動車防止条例	有
亀岡市	Ｈ５～	亀岡市放置自転車の防止に関する条例	無
南丹市	Ｈ１８～	南丹市放置自転車等の防止に関する条例	無
京丹波町	Ｈ１８～	京丹波町放置車の防止に関する条例	無
福知山市	Ｈ７～	福知山市自転車等の放置防止に関する条例	無
舞鶴市	Ｈ１９～	舞鶴市自転車等の放置防止に関する条例	無
綾部市	Ｈ１０～	綾部市自転車等の放置防止に関する条例	無
宮津市			
京丹後市	Ｈ１６～	京丹後市自動車放置防止条例	無
伊根町			
与謝野町	Ｈ１７～	与謝野町放置自動車等の発生の防止及び適正な処理に関する条例	無
合計	２２市町村　２８条例		

16　ポイ捨て条例の制定状況

令和2年4月1日現在

市町村名	施行年	条例の名称	罰則規定
京　都　市	Ｈ９～	京都市美化の推進及び飲料容器に係る資源の有効利用の促進に関する条例	有
向　日　市	Ｈ２６～	向日市のまちを美しくする条例	無
長　岡　京　市	Ｈ１８～	長岡京市まちをきれいにする条例	無
大　山　崎　町	Ｈ１４～	大山崎町生活環境美化に関する条例	無
宇　治　市	Ｈ１２～	宇治市環境美化推進条例	有
城　陽　市			
久　御　山　町			
八　幡　市	Ｈ１８～	八幡市美しいまちづくりに関する条例	有
京　田　辺　市	Ｈ１０～	京田辺市まちをきれいにする条例	無
井　手　町	Ｈ１１～	井手町環境保全条例	無
宇　治　田　原　町	Ｈ１９～	宇治田原町まちをきれいにする条例	有
木　津　川　市	Ｈ１９～	木津川市空き缶等のポイ捨て、飼い犬のフン放置、落書きのない美しいまちづくりを推進する条例	有
笠　置　町			
和　束　町			
精　華　町	Ｈ２３．７～	精華町まちをきれいにする条例	無
南　山　城　村			
亀　岡　市	Ｈ１７～	亀岡市環境美化条例	無
南　丹　市	Ｈ１８～	南丹市美しいまちづくり条例	無
京　丹　波　町			
福　知　山　市			
舞　鶴　市	Ｓ５９～	舞鶴市環境美化条例	無
綾　部　市			
宮　津　市	Ｈ２０．１～	宮津市安全で美しいまちづくり条例	無
京　丹　後　市	Ｈ２９．３～	京丹後市美しいふるさとづくり条例	無
伊　根　町			
与　謝　野　町	Ｈ１８～	与謝野町のまちを美しくする条例	無
合　計	１７市町　１７条例		

17　資源ごみ持ち去り禁止条例の制定状況

令和2年4月1日現在

市町村名	施行年	条例の名称	罰則規定
京都市	Ｈ２３～	京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	無
向日市			
長岡京市			
大山崎町			
宇治市			
城陽市	Ｒ１～	城陽市一般廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	有
久御山町	Ｒ１～	久御山町廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する条例	無
八幡市			
京田辺市	Ｈ２６～	京田辺市廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する条例	無
井手町			
宇治田原町			
木津川市	Ｈ２６～	木津川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（一部改正）	有
笠置町			
和束町			
精華町			
南山城村			
亀岡市			
南丹市			
京丹波町			
福知山市	Ｈ２４～	福知山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（一部改正）	無
舞鶴市	Ｈ１６～	舞鶴市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例（一部改正）	無
綾部市			
宮津市			
京丹後市			
伊根町			
与謝野町			
合計	７市　７条例		

18　その他廃棄物関係条例の制定状況

令和2年4月1日現在

市町村名	施行年	条例の名称
京　都　市	Ｈ５～	京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例 （平成27年3月改正、同年10月施行）
向　日　市	Ｈ９～	向日市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例
長　岡　京　市	Ｓ５１～	長岡京市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例
大　山　崎　町	Ｈ９～	大山崎町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例
宇　治　市	Ｓ４７～	宇治市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例
城　陽　市	Ｒ１～	城陽市一般廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例
久　御　山　町	Ｒ１～	久御山町廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する条例
八　幡　市	Ｈ１７～	八幡市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例
京　田　辺　市	Ｈ２６～	京田辺市廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する条例
井　手　町	Ｓ５２～	井手町廃棄物の処理及び清掃に関する条例
宇　治　田　原　町	Ｈ２１～	宇治田原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例
木　津　川　市	Ｈ１９～	木津川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例
笠　置　町	Ｓ５５～	笠置町廃棄物処理及び清掃に関する条例
和　束　町	Ｈ１０～	和束町廃棄物の処理及び清掃に関する条例
精　華　町	Ｓ５５～	精華町廃棄物の処理及び清掃に関する条例
南　山　城　村	Ｈ１２～	南山城村廃棄物の処理及び清掃に関する条例
亀　岡　市	Ｈ１３～	亀岡市循環型社会推進条例
南　丹　市	Ｓ４８～	船井郡衛生管理組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例
	Ｈ２４～	船井郡衛生管理組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例
京　丹　波　町	Ｓ４８～	船井郡衛生管理組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例
	Ｈ１７～	京丹波町民の安全で快適な生活環境を保全する条例
	Ｈ２０～	京丹波町ＰＣＢ廃棄物等の持込み禁止に関する条例
	Ｈ２４～	船井郡衛生管理組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例
福　知　山　市	Ｓ４８～	福知山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
舞　鶴　市	Ｈ６～	舞鶴市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例
綾　部　市	Ｈ９～	綾部市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例
宮　津　市	Ｈ７～	宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例
京　丹　後　市	Ｈ１６～	京丹後市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
	Ｈ１６～	京丹後市一般廃棄物処理施設設置条例
	Ｈ１６～	京丹後市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果等の縦覧等の手続に関する条例
伊　根　町	Ｈ１３～	伊根町廃棄物の処理及び清掃に関する条例
与　謝　野　町	Ｈ１８～	与謝野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例
	Ｈ１８～	与謝野町一般廃棄物処理及び保管施設条例
合　計	２６市町村　３３条例	

19　廃棄物減量等推進審議会・協議会等の設置状況

令和2年4月1日現在

市町村名	設置年度	名　　称
京　都　市	Ｈ５～	京都市廃棄物減量等推進審議会　※
	Ｈ８～	京都市ごみ減量推進会議
向　日　市	Ｈ２９～	向日市廃棄物減量等推進審議会　※
長　岡　京　市	Ｈ２６～	長岡京市廃棄物減量等推進審議会　※
大　山　崎　町	Ｈ３０～	大山崎町廃棄物減量等推進審議会　※
宇　治　市	Ｈ１０～	宇治市廃棄物減量等推進審議会　※
城　陽　市	Ｈ８～	城陽市廃棄物減量等推進審議会　※
久　御　山　町	Ｈ１５～	久御山町循環型社会推進委員会
八　幡　市		
京　田　辺　市	Ｈ２５～	京田辺市ごみ減量化推進審議会　※
井　手　町	Ｈ２２～	井手町ごみの減量化対策検討委員会
宇　治　田　原　町		
木　津　川　市	Ｈ２２～	木津川市廃棄物減量等推進審議会　※
笠　置　町	Ｈ７～	笠置町ごみ減量化推進協議会
和　束　町	Ｈ５～	和束町環境美化推進委員会
精　華　町		
南　山　城　村		
亀　岡　市	Ｈ１３～	亀岡市循環型社会推進審議会　※
南　丹　市	Ｈ１８～	南丹市環境美化推進委員
京　丹　波　町	Ｈ１７～	京丹波町環境推進委員
福　知　山　市	Ｈ８～Ｈ２５	福知山市ごみ端会議
舞　鶴　市	Ｈ９～	舞鶴市廃棄物減量等推進審議会　※
綾　部　市		
宮　津　市	Ｈ７～	宮津市廃棄物減量等推進審議会（休止中）　※
京　丹　後　市	Ｈ１６～	京丹後市廃棄物減量等推進審議会　※
伊　根　町	Ｈ１３～	伊根町廃棄物減量等推進審議会　※
与　謝　野　町		
合　計		２０市町　　２１審議会・協議会等

（注）※印は廃棄物処理法第５条の７によるもの

20　廃棄物減量等推進員の委嘱状況

令和2年4月1日現在

市町村名	委嘱	廃掃法第５条８による委嘱		廃掃法第５条の８によらない委嘱	
		委嘱開始年度	委嘱人数	委嘱開始年度	委嘱人数
京　都　市	有	Ｈ６～	※		
向　日　市					
長 岡 京 市	有	Ｈ１５～	75		
大 山 崎 町					
宇　治　市					
城　陽　市					
久 御 山 町	有			Ｈ８～	11
八　幡　市					
京 田 辺 市					
井　手　町					
宇 治 田 原 町	有	Ｈ２０～	40		
木 津 川 市	有	Ｈ１９～	12		
笠　置　町					
和　束　町					
精　華　町					
南 山 城 村					
亀　岡　市	有			Ｈ１２～	309
南　丹　市	有			Ｈ１８～	181
京 丹 波 町	有			Ｈ１７～	93
福 知 山 市				Ｈ８～Ｈ２５	27
舞　鶴　市					
綾　部　市	有	Ｈ１１～	444		
宮　津　市	有	Ｈ７～	※		
京 丹 後 市	有			Ｈ３０～	13
伊　根　町				Ｈ２１～	6
与 謝 野 町					
合　　計	１１市町	６市町	571	７市町	640

（注）※京都市及び宮津市では休止中

21　一般廃棄物の不法投棄対策

令和2年4月1日現在

市町村名	講じている対策					
	看板の設置	郵便局との協力制度	監視カメラの設置	専任職員による定期パトロール	住民との連携	その他
京　都　市	○	○			常習的な不法投棄に悩む地域団体に、一定の要件を満たす場合に監視カメラ等を貸与	・企業や郵便局と連携した不法投棄監視通報制度の実施 ・委託による夜間、早朝パトロールを実施
向　日　市	○		○			・市内巡回パトロールの実施 ・監視カメラの設置 ・警告看板の設置 ・不法投棄警告シールの貼付
長 岡 京 市	○			○		職員による日常及び夜間パトロール
大 山 崎 町	○				住民からの通報	職員によるパトロールを定期的に実施
宇　治　市	○	○		○	不法投棄監視パトロール（委託による実施）	不法投棄防止柵の設置
城　陽　市	○					市環境監視員、環境課ごみ減量推進係職員、管理課による不法投棄監視等パトロール
久 御 山 町	○	○			自治会・住民からの通報	・ごみ収集時に塵芥収集車がパトロールを併せて実施 ・不法投棄監視パトロールを定期的に実施 ・警告看板の設置 ・郵便業務中に不法投棄物を発見した場合の情報提供を受ける協定を町内郵便局と締結 ・月１回警察と合同でパトロールを実施
八　幡　市	○	○			自治連合会と連携し、投棄物にシールを貼り連絡してもらう	不法投棄監視パトロールを定期的に実施
京 田 辺 市	○		○	○	区・自治会、住民からの通報等により現地調査及び区・自治会において収集した不法投棄ごみの回収	不法投棄監視パトロールを土・日曜日夜間も実施、監視カメラの設置
井　手　町	○				不審な車輌等が山間部へ向かった時、住民からの通報	不法投棄監視パトロールを定期的に実施
宇 治 田 原 町	○	○	○		まちをきれいにする推進員からの情報提供	生産森林組合との通報協力制度の実施
木 津 川 市	○		○	○	広報、区及び住民からの通報等により現地調査、ごみ減量等推進員からの連絡	不法投棄パトロールの実施、不法投棄監視カメラ等の設置
笠　置　町	○			○	区及び住民からの通報	定期的にパトロール
和　束　町	○			○	区及び住民からの通報	パトロール、投棄物の撤去(週3回アルバイト雇用)
精　華　町	○				自治会、住民からの通報	ごみ収集作業職員等によるパトロール
南 山 城 村	○				区、自治会、住民からの通報	職員による不法投棄物の撤去
亀　岡　市	○	○	○	○	通報体制の整備	パトロール、不法投棄物の撤去
南　丹　市	○			○	各地域（環境美化推進員を中心に）からの、情報提供をお願いしている	不法投棄監視パトロールの実施
京 丹 波 町	○				各区環境推進委員及び住民からの通報	職員による日常パトロール
福 知 山 市	○	○		○	自治会、住民からの通報	不法投棄防止パトロールの実施（委託）
舞　鶴　市	○		○			監視パトロールの実施（委託）、警告看板の設置
綾　部　市	○	○			廃棄物減量等推進員(444名)等を通じ情報提供を求める自治会、住民からの通報	不法投棄防止パトロールの実施
宮　津　市	○	○			自治会への不法投棄状況調査を実施	パトロール、不法投棄廃棄物の回収
京 丹 後 市	○	○	○		住民からの通報、ボランティア清掃者支援	不法投棄防止用ネットの設置
伊　根　町	○	○		○	自治会、住民からの通報	不法投棄監視パトロール及び不法投棄ごみ回収を実施
与 謝 野 町	○	○	○		ボランティアで監視・清掃の協力有り	緊急雇用対策でパトロール員を雇用
合計	26	12	8	10		

22　ごみ減量・リサイクル関係の取組

令和2年4月1日現在

市町村等名	取　組　内　容
京都市	**○廃食油燃料化事業** 家庭から排出される使用済てんぷら油を回収、市独自の燃料化プラントにおいてバイオディーゼル燃料を精製し、ごみ収集車167台と市バス108台の燃料とし
	○移動式拠点回収 「資源物」と出し方がわからないなどの理由から捨てられないままになりがちな石油類や薬品などの「有害・危険ごみ」をまち美化事務所の職員が地域の身近な場所に出向き、回収している。（元学区単位で資源物は毎年、有害・危険ごみは2年に1回の回収）
	○雑がみの分別・リサイクルの全市展開 リサイクルできる紙類の中で、分別・リサイクルがあまり進んでいない「雑がみ」について、平成26年6月から、①地域の「コミュニティ回収」による回収、②古紙回収業者による回収、③「小型金属類・スプレー缶」の定点収集日での回収を3つの柱とした、京都ならではの「雑がみの分別・リサイクル」の全市展開
	○拠点回収の拡大 リユースびん、乾電池、紙パックをはじめとする16品目の資源物について、回収拠点の増加を図っている。
	○マイバッグ等の持参促進及びレジ袋の削減等に関する協定 レジ袋の使用を抑制し、マイバッグ等の持参を促進するため、市内のスーパーや商店街、市民団体、京都市レジ袋有料化推進懇談会と協定を結び、各主体が連携して取組を進めている。
	○マイボトル推奨等サポート事業 KYOTOエコマネー事業終了後、マイボトル対応の店舗等に関する市民への広報等の支援を行っていくため、マイボトル対応の店舗や衣料品自主回収を実施する店舗について、本市が推奨店として認定、登録し、公表する「マイボトル推奨等サポート事業」を平成27年4月に創設。
向日市	**○リサイクル「ひまわり市」の開催** 市内の在住者等から出店者を募り、家庭の不用品などを持ち寄って販売するフリーマーケットを毎年1～2回開催している。
	○向日市ごみ減量推進協力店制度 ごみの減量やリサイクルに積極的に取組んでいる環境にやさしい店を「ごみ減量推進協力店」として認定する制度。
	○廃食油の回収支援 廃食油の自主回収を行う個人又は団体に、回収容器やのぼり等を貸与している。
	○ノーレジ袋・マイバッグ運動 街頭にてのぼりの設置や、チラシ入りティッシュの配布を行い、レジ袋の使用を抑制、及びマイバッグ等の持参を啓発している。
長岡京市	**○エコタウン推進事業** 各自治会等でごみ減量化推進に向けての取組事業を実施。
	○環境フェア ごみの減量とCO_2削減を目指し、家庭で不要になった品物を無償で提供いただき、環境保全団体が各種環境イベントにおいて安価で販売することにより、リユースの成果を視覚化できる事業です。
	○出前講座 家庭ごみの分別方法やリサイクルの推進のため、小学校・保育所・自治会等の団体に職員が出向き出前講座を実施している。
	○マイバッグ等の持参促進及びレジ袋の削減等の啓発 廃棄物減量等推進員と共に、市内量販店（3店舗）の店頭と駅前で街頭啓発のほか、のぼり旗・広報紙・ホームページによる啓発を実施
大山崎町	**○町民リサイクル制度** 家庭で使用しなくなった物品について、住民間で譲り合って再利用していただくよう情報を収集、紹介する制度を実施。
	○古紙回収事業 町内各地で住民団体等が主体となって新聞紙、ダンボール、古布、アルミ缶等を回収し、再資源化が行われている。
	○フリーマーケット「ママ達のリサイクル＆手作り市」の開催 町内の子育てママ達が出店者を募り、不用となった品や手作り品等のフリーマーケットを年に数回開催している。
宇治市	**○廃食油の回収支援** 廃食用油の自主回収を行う町内会等に対して回収容器やのぼり等を貸与している。
	○環境フェスタ 宇治市内の環境に対する取組みを実演やパネル展示を通して理解してもらい、市民のごみの減量や分別意識を啓発する事業。
	○てんぷら油・ペットボトルキャップ・蛍光管・小型家電 市内に11箇所の拠点を設けて分別収集を行っている。
	○海外リユース 市民へリユースの推進と啓発を目的とし、家庭で不要になったかばんやくつ、ぬいぐるみ、衣類等を回収し、専門業者を通して海外（マレーシア）に輸出した。
	○環境教育 保育・幼稚園児・小学生及び中学生を対象に、紙芝居やごみ分別ゲーム、パッカー車の見学等の内容で環境教育を行い、ごみ減量やリサイクルの大切さを伝
城陽市	**○廃食用油の回収** 市内に29箇所の拠点を設けて、廃食用油の回収を行っている。
	○使用済小型家電の回収 市内に16箇所の拠点を設けて、使用済小型家電の回収を行っている。
	○廃蛍光管の回収 市内に11か所の拠点を設けて、廃蛍光管の回収を行っている。
	○産業まつりでごみの分別やリサイクルの展示（令和2年度は中止） 城陽市産業まつりの会場内に、環境課ごみ減量推進係専用ブースを設け、家庭ごみの分け方・出し方やリサイクルの仕方など、パネル等を展示して市民に啓
	○まちづくり出前講座の実施 家庭ごみの分け方・出し方やリサイクルの推進のため、申し込みがあれば、各団体に職員が出向いて、城陽市まちづくり出前講座を実施している。
	○多言語版ごみ分別チラシ及びＤＶＤの作成 3か国語版（英語版・中国語版・ベトナム語版）のごみ分別チラシ及びDVDを転入時や希望者に配布している。
久御山町	**○廃食用油の回収** 町内に35箇所の拠点と、役場分庁舎内に回収場所を設けて、廃食用油の回収を行っている。
	○ペットボトルキャップの回収 町関連公共施設等に専用回収箱を設けて、ペットボトルキャップの回収を行っているほか、プラマーク製品として回収している。
	○古紙回収事業 新聞・段ボール等の回収をし、再生業者に引き渡している自治会等に対して補助金を交付している。
	○出前講座の実施 家庭ごみの分け方・出し方やリサイクルの仕方など、申し込みがあれば自治会等に職員が出向いて出前講座を実施している。
	○使用済小型家電の回収 町内3箇所にBOXを設けて、使用済小型家電の回収を行っている。
八幡市	**○廃食用油の回収** 市内に拠点を設けて、廃食用油の回収を行っている。
	○古紙回収事業 新聞・段ボール等の回収をし、再生業者に引き渡している自治会・子供会に対して奨励金を交付している。
	○出前講座の実施 家庭ごみの分け方・出し方やリサイクルの仕方など、申し込みがあれば各自治会や団体等に出向いて出前講座を実施している。
京田辺市	**○リユース・リサイクル活動** 市民団体「エコパークかんなび」と協働で、リサイクルプラザの常時展示場でリユース品の販売や、不用品を材料としたものづくり教室を開催。平成23年6月より、駅前にも常設展示場を設置。
	○剪定枝チップ化物の利用 剪定枝を粉砕処理し、チップ化・腐葉土化したものを、市民を対象に無料配布している。
井手町	**○廃食用油の回収** 町内1箇所の拠点を設けて住民から回収した廃食用油を、それをバイオディーゼル燃料に変換している業者に引き渡している。
	○古紙回収事業 新聞紙等の古紙を回収し古紙再生業者に引き渡している自治会・子供会に対して補助金を交付している。

市町村等名	取　組　内　容
宇治田原町	**○紙ごみリサイクルの完全実施** 全自治会で古紙の集団回収を実施し、再生可能な紙ごみを可燃ごみの対象品目から除外し、全てリサイクルしている。
	○廃食油の回収 町内に16箇所の拠点を設けて回収した廃食油と学校給食調理場や保育所から回収した廃食油をバイオディーゼル燃料に再生利用している。
	○ペットボトルキャップの回収 ごみ減量推進のため、エコキャップ運動に参画し、町内18ヶ所の回収拠点を設けてペットボトルキャップを回収している。
	○まちづくり出前講座 家庭ごみの分別方法や３Ｒの取組について申込みに応じて出前講座を実施している。
木津川市	**○古紙集団回収事業** ごみの減量化と資源としての有効利用を促し、住民と行政によるごみ問題解決への社会意志の高まりを図るため、予算の範囲内において補助金（5円/kg）を交付している。令和元年度の回収実績は2,264t。
	○マイバッグの推進 レジ袋の使用を抑制し、マイバッグ等の持参を促進するため、廃棄物減量等推進員の会と協力しマイバッグ作りの講習会などの啓発を行っている。
	○環境まつりの開催 環境まつりとして、ごみ減量の啓発、古布ぞうりやエコ手芸品の販売、堆肥の無料配布などのイベントを開催している。
	○循環型社会推進事業 家庭系可燃ごみ有料指定袋制度の収益を活用したごみ減量施策等を実施している。市民提案型ごみ減量活動等補助金やごみ集積容器整備補助金の交付、防鳥用ネットの貸与、隔月のチラシの発行、使用済み食用油の再資源化、ごみ分別アプリの配信など、令和元年度は全15事業を実施した。
笠置町	**○古紙回収事業** 町内各地で住民団体等が主体となって新聞紙、段ボール、古布、アルミ缶等を回収し、再資源化が行われている。
和束町	**○ごみ減量化推進地区支援事業** 家庭から排出される生ごみを地域で自主的に減量化及び資源化することに取り組む団体に対し、大型生ごみ処理機を設置することにより、ごみの減量化及び地域のごみ減量意識の高揚を図ることを目的とする事業。
	○古紙回収事業 町内各地で住民団体等が主体となって新聞紙、段ボール、古布、アルミ缶等を回収し、再資源化が行われている。
精華町	**○ごみ減量堆肥化事業に対する補助** 有用微生物群を利用した生ゴミの減量堆肥化を推進している「精華町生ごみ減量・堆肥化推進協議会」や、剪定枝・草の堆肥化事業を行っている「公益社団法人精華町シルバー人材センター」に対し活動の助成。
	○食品ロス削減の取り組み 食品ロス削減を進めるため、京都府立大学と共同で、9月から11月にかけ「冷蔵庫せいっりで食品ロス削減キャンペーン」を実施。
	○分別に関する出前講座 消費者団体等の依頼に応じ、ごみの分別、再資源化に関する出前講座を実施。 自治会の依頼に応じ、粗大ごみ収集日に併せて、地域の住民に対する分別教室を開催。
	○環境月間にあわせて啓発パネル等を展示 環境月間に併せ、役場来庁者に対する啓発活動として、古紙回収の奨励や生ごみの水切り、食品ロスの削減を呼び掛けるパネルを展示。
	○蛍光灯リサイクル 使用済蛍光灯を4箇所の回収拠点（町施設等）において回収し、リサイクル処理を実施。
	○古紙類リサイクルの実施 町内各地域の自治会子供会等が主体となって、新聞、雑誌、段ボール、紙パック、古布に加え、お菓子の箱や米袋等再生可能な紙を含む「その他のリサイクルできる紙」を対象として、古紙回収事業を実施していただき、再資源化を図っている。
	○廃食用（天ぷら）油の回収 自治会の協力を得て、町内に25箇所の回収拠点を設け、廃食用（天ぷら）油の回収を実施。また、学校や保育所から回収した廃食用（天ぷら）油も併せ、事業者に売却し、バイオディーゼル原料として再利用している。
	○使用済小型家電リサイクル事業 小型家電リサイクル法に基づく特定対象16品目を拠点でのBOX回収及びイベント回収を実施。（回収拠点は、町役場・町立体育館・コミュニティーホール、地域福祉施設、商業施設）回収した使用済小型家電は、国認定事業者に引渡し、再生処理を実施。
	○マイボトル普及推進キャンペーン ペットボトルごみの削減に向けて、マイボトルの利用促進を図るため、マイボトルのメリット情報等を広報誌面等を通じて発信している。
	○使用済みインクカートリッジの回収 プリンターメーカ4社が実施するインクカートリッジ里帰りプロジェクトに参加、使用済インクカートリッジの回収ボックスを役場を始めとした4箇所の公共
南山城村	**○使用済小型家電の回収** 役場庁舎内に回収ボックスを設けて、使用済小型家電の回収を行っている。
	○古紙回収事業 村内各地で住民団体等が主体となって新聞紙、段ボール、古布、アルミ缶等を回収し、再資源化が行われている。
亀岡市	**○クリーンかめおか推進会議** ・ポスター、川柳、標語など啓発作品の募集 ・ごみ減量に係る講演会の実施 ・ごみ焼却施設及び埋立処分施設見学会の実施 ・ごみの減量・資源化等に対し先進的な取組を行っている施設等への見学会の実施 ・かめおかプラスチックごみゼロ宣言関連事業への協力
	○出前タウンミーティング ３Ｒの推進等について、自治会や団体等の依頼に応じて出前講座を実施している。
	○施設見学会 市内小学生、自治会、団体等を対象に、ごみ焼却施設及び埋立処分施設の見学会を行い、ごみの減量・資源化についての説明会を実施している。
南丹市	**○リサイクルの日** 毎月8日をリサイクルの日と定め、新聞、雑誌、段ボール、紙パック、古布（古着）などを「資源の館」で拠点回収している。
	○廃食用油の回収 市役所本庁、支所で廃食用油を回収、また市内の学校、給食センターなども廃食用油を回収し、バイオディーゼル燃料として再資源化を行っている。
京丹波町	**○使用済みインクカートリッジの回収** プリンターメーカ4社が実施するインクカートリッジ里帰りプロジェクトに参加、使用済インクカートリッジの回収ボックスを町役場及び支所に設置。
	○廃食用油の回収 町役場で廃食用油を回収し、バイオディーゼル燃料として再資源化を行っている。
福知山市	**○環境パーク施設見学会** ごみ処理施設、リサイクル施設、埋立処分場の見学会とごみ処理行政や３Ｒの取組についての説明会を実施。
	○リサイクルプラザ体験教室 家庭で不用となった紙パックや布を使ったリメイクやリフォームの教室を開催している。
	○環境問題出張講座 依頼に応じて、ごみ処理等に関する出張講座を実施。
	○廃食用油の回収 廃食油の自主回収を行う団体に、1L当たり3円の報奨金を支給している。
	○リユース事業の実施 リサイクルプラザにおいてまだ使用できる家具を施設内で修理再生し、希望者に抽選で販売している。また不要となった衣類を展示し、希望する市民に無償で提供している。

市町村等名	取　組　内　容
舞鶴市	**○マイ・リサイクル店認定制度** 簡易包装や買い物袋持参運動等に協力してもらえる店舗を「マイ・リサイクル店」として登録し、ごみ分別ルールブック等を通じて市民へ広報している。
	○リサイクル・フリーマーケットの開催 家庭で不要になった衣類・雑貨・日用品などを必要とする人に安価に提供するため、毎年開催している。
	○再生品の展示及び提供 リサイクルプラザにおいて、まだ使用できる家具などを施設内で再生し、希望者に抽選で提供したり、市民から提供を受けた子供服を常時展示し、必要とする市民に無償提供したりしている。
	○「環境に優しい買い物キャンペーン」 ３Ｒの推進及びマイバッグ持参等の啓発を広報紙に掲載。
	○出前授業の実施 市内の小学校4年生を対象に実施。市のごみ分別ルールやごみ減量の取組みを紹介し、ごみを減らすために、自分たちができることを考えてもらう機会にしている。
	○廃食用油の回収 廃食油の自主回収を行う団体に対して、報奨金を交付している。
	○古紙等回収事業 古紙類・アルミ類・繊維類を自主回収し、再生業者に引き渡している団体に対して報奨金を交付している。
綾部市	**○古紙回収用保管庫設置費補助金制度の実施** 可燃ごみの約40%が紙類ということから、ごみ減量と再資源化の促進を図るため、地域住民がいつでもだせる古紙回収用保管庫を設置した自治会に対して、保管庫設置経費の2/3を補助する。（上限は5万円）
	○あやべ古紙再生プロジェクトの実施 可燃ごみの約40%を占める紙類の資源化に取り組むため、プロジェクトに参画し雑がみを含む古紙を回収する自治会に支援をしている。
	○綾部市クリーンセンター施設見学 クリーンセンターの施設見学とごみ減量など環境行政の取組や推進について説明をしている。
	○環境に関する出前講座の実施 ごみ減量、３Ｒの推進等環境問題について、依頼に応じて講座を実施する。
	○リユース事業の実施 クリーンセンターにおいて、まだ使用できる家具などを展示し、希望者に抽選で提供したり、市民から提供を受けた子供服を展示し、必要とする市民に無償
宮津市	**○出前講座** ごみ分別等について、自治体や団体等の依頼に応じて出張講座を実施している。
	○廃食用油の回収 バイオマス資源としての利活用のため、市役所や各地区公民館に回収ボックスを設置し、HP等で広報を実施することでNPO法人の廃食用油回収の支援を行っている。
伊根町	**○リユースショップの開設（H21.12～）** ご家庭で不要となったまだ使えるものを持ち込み、必要とする人が無料で持ち帰っていただくリユースショップを開設している。
与謝野町	**○出前講座** ごみ処理について、依頼に応じて出張講座を実施している。
	○廃食用油の回収 町内に拠点を設けて住民から回収した廃食用油をバイオディーゼル燃料に再生利用している。
	○古紙等回収事業 以前は可燃ごみとして収集していた一部の紙類を「雑がみ」とし、資源ごみとして処理している。
京丹後市	**○職員まちづくり出前講座** ごみ処理について、依頼に応じて出張講座を実施している。
	○廃油の回収支援 NPO法人の行う廃油回収に対し、回収ボックス設置場所の提供や市の収集カレンダーへの記載等の支援を実施している。
	○古紙リサイクル推進 市内の古紙回収団体の行う集団回収に対して、補助金を交付し古紙リサイクルを推進している。 雑がみ分別の普及啓発活動の推進のため、出前講座を行っている。
	○小学生等の峰山クリーンセンター施設見学・環境学習 峰山クリーンセンターの施設見学を実施し、廃棄物処理の工程を学習することで廃棄物の減量やリサイクルの推進など、環境意識の高揚を図っている。
	○木材チップの利用 剪定枝などの枝木を破砕し、土壌改良材や防草チップとして提供している。
	○使用済小型家電の回収 市庁舎（6箇所）、地域公民館（4箇所）、廃棄物処理施設（5箇所）BOXを設けて、使用済小型家電の回収を行っている。
乙訓環境衛生組合	**○リサイクルフェアの開催** 各再生工房で再生した家具や自転車の販売、施設見学や啓発コーナーによりごみ減量やリサイクルの啓発を実施している。
	○工芸教室の開催 資源ごみ等の有効かつ効果的な資源再生利用の促進とごみ減量及びリサイクルに対する意識の向上を目的とした各種教室を開催している。
	○親子教室の開催 親子で一緒に廃材等を活用した物を作ることにより、資源の有効利用及びリサイクルの大切さを学んでもらうことと子供たちが今後の日常生活の中でリサイクル意識の育つ環境の充実を図ることを目的とし実施している。
	○マイバッグキャンペーン 組合広報紙や上記リサイクルフェア等で啓発を実施している。
	○施設見学 近隣の小学生及び住民等に組合内施設の見学を通じ、ごみの減量やリサイクルについての啓発を図っている。
城南衛生管理組合	**○廃食用油等の回収等** 廃蛍光管、衣服、廃食油、ペットボトルのキャップの回収をしている。
	○環境まつり フリーマーケット、ガラス及び衣服のリサイクル教室・作品展示、環境に関する展示・工場見学等を実施している。
	○剪定枝チップ化物の利用 公園の樹木や家庭の庭木等の剪定枝をチップ化して住民等へ配布し、マルチング材や土壌改良材として利用されている。
	○リサイクル工房の運営 「エコ・ポート長谷山」において、再生自転車の組立・修理を行う自転車工房やリサイクル衣服の譲渡（有料）・和服等のリメイク・小物作りを行う衣服工房、資源ごみ等を使ったガラス工房を開催している。 また、構成市町・管内小学校・管内各種団体等の施設にて、出前講座を開催し、廃棄物の有効利用とごみ減量に関する広報・啓発を実施している。
相楽東部広域連合	・毎月の広報誌による住民へのごみの出し方・分別等を啓発を行っている。 ・連合のホームページにごみの分別リストを掲載。
船井郡衛生管理組合	**○リサイクル週間** 毎年、6月と10月に「減量・リサイクル週間」として期間を定め、構成市町の施設及び管内事業所などに啓発ポスターを貼り出す。
	○出前講座の実施 ごみ減量、３Ｒの推進等環境問題について、構成市町からの依頼に応じて講座を実施する。
宮津与謝環境組合	**○施設見学** 1市2町（宮津市・伊根町・与謝野町）の小学生及び住民等に宮津与謝クリーンセンターの施設の見学を通じて、ごみの減量やリサイクルについての啓発を図っている。
	○不燃ごみから資源物の回収
	○可燃ごみを利用してメタンガス発電

23 事業系ごみの減量・リサイクルに向けた取組

令和2年4月1日現在

市町村等名	内　　容
京　　都　　市	平成27年3月に策定した「新・京都市ごみ半減プラン」において、「ごみ量を平成12年のピーク時から平成32年度までに半減させる」という目標を掲げており，近年では下記の取組を進めている。 ・許可業者搬入手数料の改定（H20.4より段階的に引き上げ，Ｈ26.4から，1000円/100kgに改定） ・持込ごみ手数料の改定（H21.10） ・告示産業廃棄物の受入廃止による民間資源化施設への誘導（H21.10～） ・事業系一般廃棄物の透明袋による排出義務化（H22.6～） ・事業ごみ減量ニュースレターの発行（H23.7創刊。年4回程度発行） ・搬入物検査の実施及び排出事業者指導の強化（H27～） ・「しまつのこころ条例（京都市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例）」の施行により事業所から出るリサイクル可能な紙類の分別義務化（H28～）
向　　日　　市	ごみ処理費用に応じた処理手数料の徴収及びごみの発生抑制・リサイクルや自己処理・減量化等を推進するため、料金制度の見直しと合わせて、適正な事業系ごみ処理手数料の設定
長　岡　京　市	
大　山　崎　町	
八　　幡　　市	搬入ごみの分別の徹底及び紙ごみの再資源化推進について指導。
京　田　辺　市	許可業者への展開検査、それに伴う指導の強化。
井　　手　　町	ごみの分別徹底について広報誌に毎月啓発。 産業廃棄物ごみの処理の指導。
精　　華　　町	古紙はリサイクル業者へ排出するよう依頼・指導している。
京　丹　波　町	広報紙等による啓発を行っている。
福　知　山　市	ごみの搬入申請書に、減量・リサイクルの記入欄を設け、取り組みを促している。また、古紙はリサイクル業者へ排出するよう依頼している。
舞　　鶴　　市	事業者向けにごみの適正処理とリサイクル促進を内容とするチラシを作成し、市内の各事業所に配布するとともに、市役所窓口等に配架。
綾　　部　　市	紙ごみの再資源化について依頼、指導。
乙訓環境衛生組合	搬入者への展開検査の実施
城南衛生管理組合	古紙はリサイクル業者へ排出するよう依頼・指導している。
木津川市精華町環境施設組合	許可業者への展開検査の実施。それに伴う指導の強化。
船井郡衛生管理組合	排出事業者に対して、回収する雑がみ（紙類）については出来るだけ他のものと分別し、リサイクル処理を行うよう依頼・指導。